

支援者のための 成年後見制度 申立て支援 サポートブック



宇都宮市成年後見支援センター

令和7年3月

Ⅰ 申立て前の確認事項

- 成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって、ご自身で契約や財産の管理などを行うことに不安や心配のある方が、さまざまな契約や手続きを行う際に、家庭裁判所が関与し選ばれた後見人等がお手伝いし、本人の生活を支えていく制度です。
- 本ハンドブックは、厚生労働省や法務省、家庭裁判所、宇都宮市等が発行している成年後見制度説明のパンフレットと併せてご活用ください。
- 本人の意思を尊重し、意思決定支援のプロセスを経ながら、制度利用の検討をお願いします。
- 申立て手続きにはある程度の時間がかかります。順調に進んだ場合で、おおむね2～3か月です。
- 法定後見は、最終的に家庭裁判所がふさわしい人や法人(団体)を選任するため、申立人の希望する人が選任されるとは限りません。
- 成年後見制度は、判断能力が回復するか、本人が死亡するまで続きます。申立てのきっかけとなった問題が解決した後も続きます。
- 申立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ取下げをすることはできませんのでご注意ください。
- 支援者は、本人や親族等が十分にできないことを支援します。

支援者とは、行政、地域包括支援センター、障がい者生活支援センター、ケアマネジャー、相談支援専門員、各事業所職員、病院のケースワーカーなどを表しています。

2 法定後見制度の申立て手続きの流れ-①

1 検討

□誰が申立てをするか検討

【申立てをすることができる人】(4ページ図参照)

- 本人、配偶者、四親等内の親族
- 市区町村長、検察官 など

□後見人等候補者の検討

【成年後見人等になれる人】

- 本人の親族
- 法律・福祉の専門家(弁護士、司法書士、社会福祉士など)
- 法人
- 市民後見人 など

【成年後見人等になれない人】(欠格事由)

- 未成年者
- 成年後見人等を解任された人
- 破産者で復権していない人
- 本人に対して訴訟をしたことがある人、その配偶者又は親子
- 行方不明である人

※申立て時に適切な後見人等候補者がいない場合は、家庭裁判所が適任者を選任します。

※後見人等候補者を複数選ぶことも可能です。

※「申立て前の確認事項」(2ページ)をよくお読みいただいたうえで検討ください。

支援のポイント

- 本人や親族等への丁寧な制度説明
- 本人の意向に沿った支援の検討
- 適切な候補者の検討・提案
- ケース検討定例会議や相談会等の専門職による検討の場の提供

本人の意向
(段階ごとの本人の想いを記録しましょう)

(年 月 日)

2 申立て準備

□申立てに必要な書類の準備

①申立書類の入手(手続案内)

宇都宮家庭裁判所で手続案内(成年後見制度の説明)を受け、申立様式、記入例等を取得します。

※「宇都宮家裁・後見サイト」からもダウンロード可能です。

※宇都宮市成年後見支援センターでもご説明のうえ配付しています。

②本人情報シートの作成・取得

・本人をよく知る支援者に「本人情報シート」の記入を依頼します。

・作成された「本人情報シート」をコピーし、原本は、診断書の作成を依頼する際に主治医に提供します。

※コピーは、申立書類として家裁へ提出します。

※本人情報シートが準備できなくても、診断書の作成を依頼することはできますが、より実情に即した診断書作成のため、可能な限り作成にご協力下さい。

③診断書の取得

・主治医に「診断書(成年後見制度用)を作成される医師の方へ」とあわせて「診断書・診断書付票」の作成を依頼します。その際、本人情報シートもお渡しします。

※「診断書付票」とは、申立て後に精神鑑定が必要となった場合の鑑定の引受けの可否を確認するものです。

【診断書作成費用】

3,000～2万円程度(医療機関により異なります)

※医師は精神科等専門医でなくても構いません。

支援のポイント

- 手続き方法、申立て書類の入手方法を説明
- 医療機関に診断書作成の協力依頼
- 主治医に本人状況を情報提供するための本人情報シートの記入
- 申立て費用の不足や後見人への報酬に不安がある場合は助成等を受けられる場合あり(11ページ参照)
- 弁護士や司法書士へ有料で申立書類作成委託可(9ページ参照)

(年 月 日)

2 法定後見制度の申立て手続きの流れ-②

2 申立て準備

④申立書の作成及び添付書類の準備

後見等開始申立てチェックリスト
8 ページを参照し、書類の準備をします。

※取り寄せた診断書の意見を参考に、後見・保佐・補助のいずれかに該当するかを判断します。

※申立てに必要な費用は9ページ参照。

※原則として申立費用は申立人の負担です。申立費用を本人負担とする旨の上申し、家庭裁判所が認めた場合には本人負担となる場合があります。

支援のポイント

- 申立類型・支援内容の検討
- 申立書記載例に基づき説明

3 申立て

□申立書の提出

本人が実際に住んでいるところ（住民票上の住所ではありません）を管轄する家庭裁判所に申立書を提出します。

□受理面接（面談）

申立人、後見人等候補者、（出席が可能であれば）本人と面接を行い、申立書類の確認や状況の確認をします。

4 審問・調査・鑑定

□審問・調査

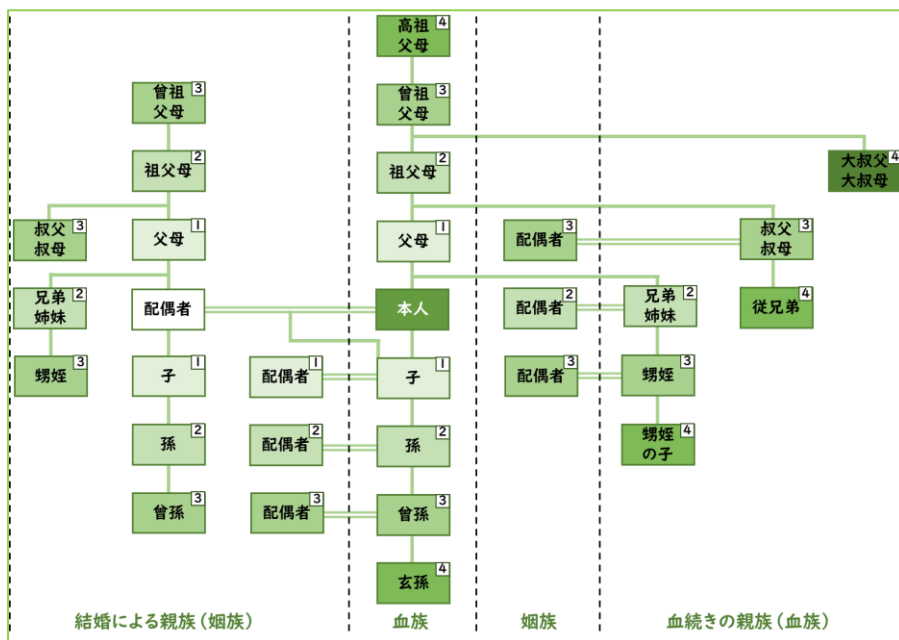
家庭裁判所の調査官が、本人の状況や親族の意向など詳しい事情を関係者から聴取します。

補助の場合や代理権・同意権を付与する申立てをした場合、申立てに対する本人の同意を確認します。

□鑑 定

後見・保佐の申立てをする場合、本人の判断能力についてより正確に把握する必要があるときは、医師による精神鑑定を行う場合があります。

●四親等内親族の図 ※「親族」：六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族



【申立てをすることができる人】

- 本人、配偶者、四親等内の親族
- 市区町村長、検察官 など

【申立てをするところ】

- 原則として本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てることになりますが、事案によっては、申立て後、他の家庭裁判所に移送や回付がされることもあります。

本人の意向
(段階ごとの本人の想いを記録しましょう)

(年 月 日)

(年 月 日)

(年 月 日)

2 法定後見制度の申立て手続きの流れ-③

5 審判・登記

□審判

家庭裁判所が後見等開始及び後見人等選任の審判をします（審判の内容が申立人、本人、後見人等に通知されます）。成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。

□審判確定

後見人等に審判の内容が告知されてから、2週間以内に不服申立て（即時抗告）がなかった場合、審判が確定します。審判に不服がある本人、配偶者、四親等内の親族（申立人を除く）は、この2週間の間に不服申立ての手続きをとることができます。ただし、誰を後見人等に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服申立てをすることはできません。

□後見登記

確定後、家庭裁判所から東京法務局に後見登記の登録を依頼します。確定から1か月前後で登記完了の通知が来ます。法務局で「登記事項証明書」を取得し、ここから後見人等としての活動がスタートします。

6 選任後

□事務報告書（就職時）の提出

審判が確定してから家庭裁判所が指定する期日までに家庭裁判所へ後見等事務報告書（初回）、財産目録及び収支予定表を提出します。

□代理権を有している場合

後見人等は、金融機関へ代理人の届け出をはじめ各種手続き等を行います。

支援のポイント

- 後見等事務報告書や財産目録等、家庭裁判所への提出書類の作成の仕方について助言を受けることが可能
- 本人、家族、支援者、後見人等の顔合わせや情報共有、今後の生活について話し合う場であるチーム支援会議の活用

登記事項証明書等の取得

【交付請求できる方】

本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人等（運転免許証など本人確認できる資料の提示・提出が必要）

【証明書交付手数料】

登記事項証明書 1通550円

登記されていないことの証明書 1通300円

【窓口での請求】

最寄りの法務局の本局（出張所は不可）の戸籍課で交付を受けることができます（下記持参）。

- 請求者の本人確認できる資料
- 親族関係を証する戸籍謄本や住民票（配偶者や四親等内の親族の場合）

【郵送での請求】

東京法務局あて下記の書類を郵送し交付請求します（約1週間～10日程度かかります）。

- 申請書（収入印紙（手数料）を貼る）
 - 本人確認できる資料のコピー
 - 親族関係を証する戸籍謄本や住民票（配偶者や四親等内の親族の場合）
 - 返信用の封筒（切手を貼り、あて名を記載した長3サイズの封筒）
- ※申請書は東京法務局のホームページからダウンロードできます。

【オンラインでの請求】

詳しくは法務省または法務局ホームページをご覧ください。

【申請書送付先】

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15

九段第2合同庁舎4階東京法務局民事行政部後見登録課

本人の意向

（段階ごとの本人の想いを記録しましょう）

（ 年 月 日）

（ 年 月 日）

3 任意後見制度の手続きの流れ-①

1 検討

□任意後見人をお願いする人を検討します

【任意後見人になれる人】

成人であれば、だれでも任意後見人になることができます。親族を始め、知人、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門家、社会福祉法人などの法人を任意後見人にすることもできます。

□任意後見受任者に委任する内容を決めます

本人と任意後見受任者（将来任意後見人になる人）との話し合いにより、委任する内容を決めます。

委任者の意思能力がなくなっても委任する内容は有効となります。

【委任する内容等】

- ・財産管理に関すること
- ・身上保護に関すること
- ・任意後見人に支払う報酬（金額は本人との契約により決定） など

2 契約

□任意後見契約の締結

本人と任意後見受任者が公証役場に行き、公正証書による任意後見契約を結びます。病気等で公証役場に行けない場合は、公証人に出張してもらうことも可能です（出張費別途有料）。

【必要な書類】

- 戸籍謄本（本人）
- 住民票（本人・任意後見受任者）
- 印鑑登録証明書（本人・任意後見受任者）
- その他（診断書や財産目録等が必要な場合もあります）

※法人の場合は、印鑑登録証明書、登記事項証明書が必要となります。

【任意後見契約にかかる費用】 約15,000円

- 公正証書作成の基本手数料 11,000円
- 登記嘱託手数料 1,400円
- 法務局に納付する印紙代 2,600円
- その他（証書代、登記嘱託書郵送用切手代など）

□任意後見契約の登記

公正証書により任意後見契約を結ぶと、誰が誰にどのような代理権を与えたかという契約内容が、公証人の嘱託により法務局に登録されます。登記が完了すると、任意後見受任者の氏名や代理権の範囲などを記載した「登記事項証明書」を取得することができます。

本人の判断能力が不十分になった場合

本人の判断能力の低下を適切に判断するために・・・

適切な時期に任意後見監督人の選任申立てを行うためには、定期的に本人と接触しその生活状況や健康状況を把握しておく必要があります。日ごろ本人と交流がない人が任意後見受任者になった場合、本人の判断能力の低下を見逃さないよう見守り契約を同時に契約するなど注意と工夫が必要です。

【見守り契約】（任意後見契約と併用）

支援する人が本人と定期的に面談や連絡を行い、本人の生活状況及び健康状態を把握して、任意後見の開始時期を判断してもらう契約です。任意後見契約と見守り契約を併用して利用することで、適切な時期に任意後見監督人の選任申立てができるようになります。任意後見が始まると本契約は終了します。費用は、依頼する内容や人によって異なります。

【財産管理委任契約】

自分の財産の管理やその他の生活上の事務について、代理権を与える人を選び、具体的な管理内容を決めて委任するものです。

契約は、当事者間の合意のみで効力が生じ、開始時期や内容も自由に決めることができます。

財産管理委任契約は、判断能力の低下がない場合に利用できます。

費用は、依頼する内容や人によって異なります。

3 任意後見制度の手続きの流れ-②

3 申立ての準備

□任意後見監督人の選任申立てに必要な準備をします

本人の判断能力が十分でなくなったときに、任意後見人監督人選任の申立てをします。

なお、申立てをするにはあらかじめ本人の同意が必要です。ただし、本人がその意思を表示することができない場合は、この限りではありません。

【申立てをすることができる人】

- ・本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者

【申立てに必要な書類】

- 申立書
- 親族関係図
- 財産目録、収支予定表
- 診断書・診断書付票・本人情報シート
- 戸籍謄本
- 任意後見登記事項証明書
- 本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書
- 任意後見契約公正証書の写し
- 本人の財産や収支に関する資料
- その他(印鑑等)

※任意後見監督人候補者がいる場合は、候補者の戸籍等が必要です

※戸籍謄本などは原則3か月以内に発行されたものがが必要です。

【任意後見監督人選任申立てにかかる費用】 約4,500円

- 申立手数料:収入印紙800円
- 後見登記手数料:収入印紙1,400円
- 郵便切手:3,390円

(500円3枚、110円10枚、100円5枚、50円1枚、20円2枚、10円20枚)

※家庭裁判所が、医師による鑑定を必要とした場合、鑑定料約5～10万円が発生する場合があります。

4 申立て・審問・調査

□任意後見監督人の選任申立てをします

本人が実際に住んでいるところ(住民票上の住所ではありません)を管轄する家庭裁判所に申立書を提出します。

□審問・調査

家庭裁判所の調査官が、本人の状況など詳しい事情を関係者から聴取します。

5 審判・登記

□審判・確定

家庭裁判所が任意後見監督人を選任します(審判書が、申立人、本人、任意後見人、任意後見監督人に通知されます)。

□後見登記

審判確定後、家庭裁判所が東京法務局に後見登記の登録を依頼します。確定から1か月前後で登記完了の通知が来ます。

任意後見監督人に審判の内容が告知されたときから、任意後見受任者は正式に任意後見人となり、任意後見契約の内容に基づいて支援をします。

任意後見人の職務について、任意後見監督人を通じて家庭裁判所に報告します。

【公正証書遺言】

公正証書遺言は、公証役場にて遺言内容を公証人に口授し、公証人が証書を作成します。公証役場に出向くことが困難な場合は、公証人が出張して作成することも可能です。

また、遺言内容を確認する証人2人の立会いが必要ですが、適当な証人がいない場合は、公証役場で紹介してもらうこともできます。

証書の原本は公証役場に保管され、自筆証書遺言や秘密証書遺言のように家庭裁判所での検認は不要のためスムーズに遺産分割ができます。

死亡後に自分の希望を確実に試行してもらうために、遺言内容の手続きをすすめる「遺言執行者」を定めておくことが望まれます。

公正証書遺言を作成する場合の手数料は、相続財産の金額等によって異なります。

【死後事務委任契約】

成年後見人等や任意後見人の職務は、本人の死亡により終了します。

死後事務委任契約は、本人が亡くなったあとの諸手続き、葬儀、埋葬、家財の片づけなどの事務を第三者に委任するものです。きちんと契約が履行されるために、公正証書にするのが望ましいと言われています。費用は、依頼する内容や人によって異なります。

4 後見等開始申立てチェックリスト

令和7年3月現在

番号	必要書類	作成・取得日 記入欄
1	申立書	
(2)	(保佐・補助開始申立ての場合、必要に応じて)代理行為目録、同意行為目録	
3	(福祉関係者が作成した場合)本人情報シートの写し	
4	診断書(成年後見制度用)及び診断書付票	
(5)	本人の健康状態に関する資料(介護保険認定書、療育手帳等、 精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳など)の写し	
6	親族関係図	
7	本人の戸籍謄本(全部事項証明書)	
8	本人の住民票又は戸籍附票	
9	本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書	
(10)	(後見人等候補者がいる場合)後見人等候補者の住民票又は戸籍附票	
11	申立人の戸籍謄本等(申立人が四親等内の親族の場合)	
12	申立事情説明書	
13	親族の意見書	
(14)	(後見人等候補者がいる場合)後見人等候補者事情説明書	
15	財産目録	
16	本人の財産に関する資料の写し	
	・預貯金に関する資料(通帳、定期預金証書)	
	・有価証券に関する資料(預かり証、取引残高証明書等)	
	・保険契約に関する資料(保険証券等)	
	・不動産に関する資料(不動産登記事項証明書、未登記の場合は固定資産評価証明書)	
	・債権、負債に関する資料(契約書、ローン明細書等)	
17	収支予定表	
18	本人の収入に関する資料の写し(源泉徴収票、年金通知書等)	
19	本人の支出に関する資料の写し(直近3か月分) (施設利用料・入院費等の領収書、固定資産税納付書、地代・家賃等の領収書等)	
(20)	(申立ての動機が遺産分割又は相続放棄の場合)相続財産目録及びその資料写し	
(21)	(後見人等候補者が本人との間で金銭の貸借等を行っている場合)関係書類写し	
22	申立費用 ※郵便局で購入してください。なお、収入印紙①と②は別々に用意してください。	
	①収入印紙 800円分(代理権・同意権付与の申立ての場合は各800円追加)	
	②収入印紙 2,600円分(内訳:2,000円1枚、600円1枚)	
	③郵便切手 3,390円分 ※追加で予納が必要な場合があります。 (内訳:500円3枚、110円10枚、100円5枚、50円1枚、 20円2枚、10円20枚) ※保佐・補助は上記の切手の他に500円1枚、110円5枚	

※申立てをする場合には、書類を番号順に重ねて提出してください。

※提出書類は家庭裁判所から戻ってこない為、必要に応じて写しを取っておいてください。

※申立ての内容によっては、上記書類以外の提出が求められる場合があります。

宇都宮家庭裁判所「後見等開始申立てチェックリスト」一部改変

5 成年後見制度にかかる費用・助成-①

法定後見制度申立てにかかる費用

① 申立費用

令和7年3月現在

	名 称	取得先	金 額(宇都宮市の場合)
事前準備で 必要な費用	本人の「戸籍謄本(全部事項証明書)」	本籍地市区町村役所	450円/部
	本人の「住民票」又は「戸籍の附票」	住所地又は本籍地市区町村役所	300円/部
	本人の「登記されていないことの証明書」	法務局	300円/部
	候補者の「住民票」又は「戸籍の附票」	住所地又は本籍地市区町村役所	300円/部
	診断書	医療機関	3,000~2万円程度 ※医療機関による
家庭裁判所に 納める費用	収入印紙(申立費用) 後見開始 800円 保佐・補助開始+代理権付与 1,600円(800円×2枚) 補助開始+同意権付与 1,600円(800円×2枚) 補助開始+代理権付与+同意権付与 2,400円(800円×3枚)		800~2,400円
	収入印紙(後見登記手数料) (2000円×1枚、600円×1枚)		2,600円
	郵便切手 後見開始 3,390円 (500円×3枚、110円×10枚、100円×5枚、50円×1枚、10円×20枚) 保佐・補助開始 4,440円 (上記に加え、500円×1枚、110円×5枚) ※審理中の通信費用。不足の場合、追加をお願いされることがあり。		3,390~4,440円
(金額は消費税の 増税等により変 更される場合が あります。)			

合計 8,140円~10,790円程度
(上記費用に診断書代を加えた額になります。)

※申立時に納める必要はありませんが、本人の精神の状況について鑑定をする必要がある場合には、申立人にこの鑑定に要する費用5~10万円程度を負担していただくことがあります。

※住民票や戸籍謄本発行手数料は市区町村によって異なります。

※原則として申立費用は申立人の負担です。申立費用を本人負担とする旨の上申し、家庭裁判所が認めた場合には本人負担となる場合があります。

② 申立ての代理及び申立書類作成委託料

本人や配偶者、四親等内の親族で、申立てや申立書類の作成が困難な場合は、弁護士や司法書士に有料で依頼することもできます。

ただし、依頼する弁護士・司法書士によって費用は異なりますので、依頼する弁護士・司法書士に事前にご確認ください。

5 成年後見制度にかかる費用・助成-②

③ 後見人等に対する報酬

報酬は、成年後見人等がその職についてから約1年経過後に、家庭裁判所に「報酬付与の申立て」を行い審判で決定されます。報酬額は、対象期間中の後見等の事務内容や本人の財産の内容等を考慮して家庭裁判所が決定をし、本人の財産の中から支払われることになります。なお、成年後見人等が複数の場合は、分掌事務の内容に応じて按分されます。また、親族であっても報酬付与の申立てをすることはできますが、報酬を望まない場合は申立てをする必要はありません。

本人の財産状況から報酬を負担することが困難な場合は、「成年後見制度利用支援事業」の助成(11ページ参照)を受けることもできます。

任意後見人の報酬額や支払い方法は、法定後見制度と異なり、家庭裁判所ではなく任意後見契約の中で定められます。ただし、任意後見監督人については、家庭裁判所が審判によって報酬額を決定します。

成年後見人等の報酬額

【基本報酬】

管理財産の種類、事務の難易、身上保護事務の程度、事務の遂行状況により、報酬額を修正する場合があります。

ア.成年後見人、保佐人、補助人

イ.成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人

ウ. 任意後見監督人

家庭裁判所が決定します。

エ. 任意後見人

本人との契約により決定します。

【付加報酬】

成年後見人等の後見等事務において、特別の権利の行使、権利の存否の確定や財産の換価等を行い、本人の財産を増加させた場合又は減少を免れた場合には、相当額の報酬を付加されることがあります。

(例) 訴訟、遺産分割調停、不動産の任意売却 など

5 成年後見制度にかかる費用・助成-③

成年後見制度申立てにかかる費用の立替・助成

民事法律扶助（費用の立替）

経済的にお困りの方については、日本司法支援センター（法テラス）において、申立費用や弁護士等への申立書作成委託料などの立替えを行う「民事法律扶助」の制度を利用できる場合があります。

日本司法支援センター 法テラス

■法テラス・サポートダイヤル **電話** 0570-078374
(月～金曜日9時～21時 土曜日9時～17時)

■法テラス 栃木 **電話** 0570-078318 (月～金曜日:9～17時、祝日を除く)

住所 宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F

成年後見制度利用支援事業

本人の財産状況から、申立て費用や家庭裁判所が審判により決定した後見人等への報酬を負担することが困難と認められる方に対して、費用を助成をすることで、成年後見制度の利用促進を図ります。申請書類や助成対象となる要件など、詳しくは下記窓口までお問合せください。

高齢者 宇都宮市 保健福祉部 高齢福祉課

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1-5

電話 028-632-2357

知的障がい者 宇都宮市 保健福祉部 障がい福祉課

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1-5

電話 028-632-2364

精神障がい者 宇都宮市 保健所 保健予防課

〒321-0974 宇都宮市竹林町974

電話 028-626-1114





令和7年3月 第1版発行

宇都宮市成年後見支援センター

〒320-0861 宇都宮市中央1-1-15

宇都宮市総合福祉センター5階

電話 028-636-1252 FAX 028-636-1248